

(一)日本ボクシング連盟競技規則改定案 040220現在

項目	改定後	改定前
競技規則記載すべて	IBA 競技者 〇〇名	AIBA 選手 〇〇人
前文(UJの規程を削除)	国内の一般社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟）の管理するボクシング競技は、全て本規定を適用し、AIBAテクニカル・コンペティションルール・R&Jレギュレーションマニュアルを準用する。国内で開催される競技会は、全てこの競技規則に従って実施しなくてはならない。ただし、ブロック大会及び都道府県大会では第2条医学的適格性に抵触せず、安全性の低下がなければ、ルールの根本を崩さない範囲での変更は認められる。また、マスボクシング競技等では別に規程をもうける。	国内の一般社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟）の管理するボクシング競技は、全て本規定を適用し、AIBAテクニカル・コンペティションルール・R&Jレギュレーションマニュアルを準用する。国内で開催される競技会は、全てこの競技規則に従って実施しなくてはならない。ただし、ブロック大会及び都道府県大会では第2条医学的適格性に抵触せず、安全性の低下がなければ、ルールの根本を崩さない範囲での変更は認められる。また、(UJ)以下の年齢の競技やマスボクシング競技等では別に規程をもうける。
第1条競技者の区分 (3)体重による区分 追記	① IBAエリート男子 ② IBAエリート女子 ※競技規則改訂版参照	
第2条 登録の義務と適格性 追記	すべての選手・セカンド・役員は日本連盟に登録し、または特に日本連盟が認めたものでなければ競技会等に参加できない。実戦競技出場は練習開始6ヶ月を経過し、競技参加可能の証明を指導者から受け、「実戦競技出場証明書」を日本連盟に提出しなくてはならない。 実戦競技とマスボクシングは、同じ年度に登録することはできない。競技者が登録を変更する時は「登録変更届」（別紙10）を提出しなくてはならない。	すべての選手・セカンド・役員は日本連盟に登録しなければ競技会等に参加できない。実戦競技出場は練習開始6ヶ月を経過し、競技参加可能の証明を指導者から受け、「実戦競技出場証明書」を日本連盟に提出しなくてはならない。
第9条（6）カウントリミット	① 1ラウンドに3回。1競技で4回とする。 ② UJは1ラウンドに2回。1競技で2回とする。	① シニア男子は1ラウンドに3回。ただし、1競技でのカウントリミットはない。 ② シニア女子・ジュニアは1ラウンドに3回。1競技で4回とする。 ③ UJは1ラウンドに2回。1競技で2回とする。
第30条 競技者の服装(6)(7)(8) 追記	(6) スパンコールやタッセルなどの装飾は禁止とする。 (7) 当日の健診で認められれば、ベルトラインより下にテーピングを使用することができる。 (8) 膝にかかからない圧迫型のハイソックスを使用することができる。	